○国税庁告示第十八号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号。以下「法」という。）第八十六条の六第一項の規定に基づき、果実酒等の製法品質に関する表示の基準を次のように定め、平成二十年十月三十日以後に酒類の製造場（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二十八条第六項又は第二十八条の三第四項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。）から移出し、若しくは保税地域から引き取る果実酒及び甘味果実酒（酒税法第二十八条の三第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）又は酒類の販売場から搬出する果実酒及び甘味果実酒に適用することとしたので、法第八十六条の六第二項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月三十日

国税庁長官　中原　広

果実酒等の製法品質表示基準

（定義）

1　次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　「国内製造ワイン」とは、酒税法第三条第十三号に規定する果実酒及び同条第十四号に規定する甘味果実酒（以下「果実酒等」という。）のうち、国内で製造（同一の酒類の品目の果実酒等との混和を含む。以下同じ。）したもの（輸入ワインを除く。）をいう。

⑵　「原材料」とは、酒税法第三条第十三号及び第十四号に掲げる原料並びに混和した果実酒等をいう。

⑶　「日本ワイン」とは、国内製造ワインのうち、酒税法第三条第十三号に掲げる果実酒（原料として水を使用したものを除く。）（同号ニに掲げる果実酒にあっては、別表に掲げる製法により製造したものに限る。）で、原料の果実として国内で収穫されたぶどうのみを使用したものをいう。

⑷　「輸入ワイン」とは、保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取る果実酒等（当該引取り後、詰め替えて販売するものを含む。）をいう。

（記載事項の表示）

2　次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に掲げるところにより、果実酒等の容器又は包装に表示するものとする。

⑴　日本ワイン

日本ワインには、「日本ワイン」と表示する。

⑵　原材料名

国内製造ワインには、次に掲げる原材料を使用量の多い順にそれぞれ次に掲げるところにより表示する。

イ　果実

果実（濃縮果汁を除く。以下この項において同じ。）の名称を表示する。

なお、三種類以上の果実を使用した場合は、使用量が上位三位以下の果実の名称を「その他果実」と表示することができる。

ロ　濃縮果汁

濃縮果汁を希釈したものは「濃縮還元○○果汁」と、濃縮果汁を希釈していないものは「濃縮○○果汁」と表示する。この場合において、「○○」については、果実の名称を記載するものとする。

なお、三種類以上の果実の濃縮果汁を使用した場合は、使用量が上位三位以下の果実の濃縮果汁の名称を「濃縮還元その他果汁」又は「濃縮その他果汁」と表示することができる。

ハ　輸入ワイン

「輸入ワイン」と表示する。

ニ　国内製造ワイン

使用した国内製造ワインの原材料を、原材料とみなしてイからハまでの規定により表示する。

⑶　原材料の原産地名

国内製造ワインには、前号イ及びロに掲げる原材料（同号ニの規定により同号イ及びロの原材料を表示する場合を含む。）の原産地名を「日本産」又は「外国産」と表示する。ただし、日本産の表示に代えて都道府県名その他の地名を、外国産の表示に代えて原産国名（関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第五十九条第一項に規定する輸入申告書に記載する原産地名をいう。以下同じ。）をそれぞれ表示することができる。

なお、同号ハの原材料（同号ニの規定により同号ハの原材料を表示する場合を含む。）として使用した輸入ワインの表示には、その原産国名を併せて表示することができる。

⑷　原産国名

輸入ワインには、当該輸入ワインの原産国名を表示する。

（特定の原材料を使用した旨の表示）

3　国内製造ワイン（原料の果実としてぶどう以外の果実を使用したものを除く。第五項から第七項までにおいて同じ。）には、前項のほか、次の各号に掲げる表示をその容器又は包装の主たる商標（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する商標をいう。以下同じ。）を表示する側に行うものとする。

⑴　原材料に濃縮果汁を使用したもの（原料として水を使用したものに限る。）については、「濃縮果汁使用」など、濃縮果汁を使用したことが分かる表示

⑵　原材料に輸入ワインを使用したものについては、「輸入ワイン使用」など、輸入ワインを使用したことが分かる表示

（ぶどう以外の果実を使用した旨の表示）

4　原料の果実としてぶどう以外の果実を使用した国内製造ワインには、第二項のほか、その果実を使用したことが分かる表示をその容器又は包装の主たる商標を表示する側に行うものとする。

（地名の表示）

5　国内製造ワインに地名を表示する場合は、第二項第三号の規定による表示のほか、日本ワインに限り、次の各号に掲げる地名のみをその容器又は包装に表示できるものとする。

⑴　原料として使用したぶどうのうち、同一の収穫地で収穫されたものを85パーセント以上使用した場合の当該収穫地を含む地名（表示する地名が示す範囲に醸造地がない場合には、「○○産ぶどう使用」など、ぶどうの収穫地を含む地名であることが分かる方法により表示するものとする。この場合において、「○○」については、当該ぶどうの収穫地を含む地名を記載するものとする。）

⑵　醸造地を含む地名（醸造地を含む地名であることが分かる方法により表示を行うとともに、別途、ぶどうの収穫地を含む地名ではないことが分かる表示を行うものとする。）

（ぶどうの品種名の表示）

6　国内製造ワインの原料として使用したぶどうの品種名については、次の各号に掲げるものであって、表示するぶどうの品種の使用量の合計が85パーセント以上を占める場合に限り、当該ぶどうの品種名をその容器又は包装に表示できるものとする。この場合において、第八項第一号に規定する別記様式以外への表示は、日本ワインに限り、表示できるものとする。

⑴　使用量の最も多いぶどうの品種名

⑵　使用量の多い上位二品種のぶどうの品種名（使用量の多い順に表示するものとする。）

⑶　使用量の多い上位三品種以上のぶどうの品種名（それぞれに使用量の割合を併記し、かつ、使用量の多い順に表示するものとする。）

（ぶどうの収穫年の表示）

7　国内製造ワインの原料として使用したぶどうの収穫年については、表示する収穫年に収穫したぶどうの使用量が85パーセント以上を占める日本ワインに限り、その容器又は包装に表示できるものとする。

（表示の方式等）

8　第二項の規定により表示する事項及び法第八十六条の五の規定に基づき表示する酒類の品目、酒類製造業者の氏名又は名称、製造場の所在地、容器の容量、アルコール分等については、次に定めるところにより表示する。

⑴　表示の方式

別記様式により表示する。ただし、別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示することとして差し支えない。

⑵　表示に使用する文字

表示（酒類の品目の表示を除く。）に使用する文字は、８ポイント（日本工業規格Ｚ八三〇五（一九六二）に規定するポイントをいう。以下同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量200ミリリットル以下の容器にあっては、６ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。

9　第三項の規定による表示に使用する文字は、10.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量360ミリリットル以下の容器にあっては、7.5ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。